

議案第 3 2 号

羽生市道路構造の技術的基準等に関する条例の一部を
改正する条例

羽生市道路構造の技術的基準等に関する条例（平成 2 5 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （ 1 ） 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- （ 2 ） 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- （ 3 ） 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
目次	目次
第 1 章 道路の構造の技術的基準 (第 1 条— <u>第 4 2 条</u>)	第 1 章 道路の構造の技術的基準 (第 1 条— <u>第 4 1 条</u>)
第 2 章 道路標識の寸法に関する 基準 (<u>第 4 3 条</u>)	第 2 章 道路標識の寸法に関する 基準 (<u>第 4 2 条</u>)
第 3 章 移動等円滑化のために必 要な市道の構造に関する 基準 (<u>第 4 4 条</u>)	第 3 章 移動等円滑化のために必 要な市道の構造に関する 基準 (<u>第 4 3 条</u>)
附則 (交通安全施設)	附則 (交通安全施設)
第 3 1 条 交通事故の防止を図るた め必要がある場合においては、横 断歩道橋等、 <u>自動運行補助施設</u> 、 柵、照明施設、視線誘導標、緊急 連絡施設その他これらに類する施 設で令施行規則で定めるものを設 けるものとする。	第 3 1 条 交通事故の防止を図るた め必要がある場合においては、横 断歩道橋等、柵、照明施設、視線 誘導標、緊急連絡施設その他これ らに類する施設で令施行規則で定 めるものを設けるものとする。
(小区間改築の場合の特例)	(小区間改築の場合の特例)
第 3 9 条 (略)	第 3 9 条 (略)
2 道路の交通の安全の保持に著し い支障がある小区間について応急 措置として改築を行う場合におい	2 道路の交通の安全の保持に著し い支障がある小区間について応急 措置として改築を行う場合におい

て、当該道路の状況等からみて第4条、第5条第3項から第5項まで、第6条、第7条第2項、第8条、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第13条第2項及び第3項、第20条第1項、第23条第3項、次条第1項及び第2項、第41条第1項並びに第42条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

(歩行者専用道路)

第41条 (略)

2～4 (略)

(歩行者利便増進道路)

第42条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。

3 歩行者利便増進道路(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。)は、同項に規定する道路移動等円滑化基準に適合する構造とするものとする。

第43条 (略)

て、当該道路の状況等からみて第4条、第5条第3項から第5項まで、第6条、第7条第2項、第8条、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第13条第2項及び第3項、第20条第1項、第23条第3項、次条第1項及び第2項並びに第41条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

(歩行者専用道路)

第41条 (略)

2～4 (略)

第42条 (略)

第44条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第10条第1項に規定する条例で定める移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準は、規則で定める。

第43条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第10条第1項に規定する条例で定める移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年2月24日提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明